

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和 6年 7月分・令和 6年 8月分）

採取場所：水質監視槽出口

		検査項目、分析項目	単 位	検査結果		排水基準※1	
				7月分	8月分		
採 取 年 月 日		(令和.年.月)		06.07.02	06.08.02		
検 査 結 果 確 定 日		(令和.年.月)		06.07.29	06.08.30		
水 質 検 査	有 害 物 質	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		7	総水銀 ※2	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
		関 係 物 質	15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1
	16		シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
	17		1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
	18		1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
	19		1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
	20		チウラム	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
	21		シマジン	(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
	22		チオベンカルブ	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
	23		ベンゼン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	24		セレン及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
	25		ほう素及びその化合物	(mg/L)	2.9	3.4	230以下
	26		ふっ素及びその化合物	(mg/L)	2.3	2.8	15以下
	27		アンモニア等化合物 ※3	(mg/L)	3.9	3.6	100以下
	査 係	28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
—		ダイオキシン類 ※4	(pg-TEQ/L)	0.011		10以下 ※5	
結 果	有 害 物 質	1	水素イオン濃度指数	(—)	7.5	7.6	5.0~9.0
		2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	< 1	1	10以下 ※6
		3	化学的酸素要求量	(mg/L)	5.3	5.0	10以下
		4	浮遊物質量	(mg/L)	< 2	< 2	20以下
		5	鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下
	以 外	6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		7	フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		8	銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		9	亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		12	クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		13	大腸菌群数	(個/cm ³)	< 300	< 300	3000以下
		14	窒素含有量	(mg/L)	5.3	4.1	60以下
		15	燐含有量	(mg/L)	0.04	0.04	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和 6年 1月12日」、検査結果確定日「令和 6年 2月20日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平12 総・厚3）「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。